

● 自動車の運転資格について



平成 29 年 3 月 12 日から道路交通法の一部が改正され、準中型免許が導入されています。車両のレンタルにあたっては運転免許証を十分にご確認いただきますようお願い申し上げます。

旧制度 ~平成 29 年 3 月 11 日以前

最大積載量	車両総重量	乗車定員 10 人	乗車定員 29 人	乗車定員 30 人
6.5 トン▲	11 トン▲			大型免許
6.5 トン未満▼	11 トン未満▼		中型免許	
5 トン未満▼	8 トン未満▼	中型 (8t 限定)		
3 トン▲	5 トン▲	~平成 19 年 6 月 1 日以前		
3 トン未満▼	5 トン未満▼	普通免許		

平成 29 年 3 月 12 日以降~の制度

最大積載量	車両総重量	乗車定員 10 人	乗車定員 10 人	乗車定員 29 人	乗車定員 30 人
6.5 トン▲	11 トン▲				大型免許
6.5 トン未満▼	11 トン未満▼			中型免許	
5 トン未満▼	8 トン未満▼	中型 (8t 限定)			
4.5 トン▲	7.5 トン▲	~平成 19 年 6 月 1 日以前			
4.5 トン未満▼	7.5 トン未満▼		準中型免許		
3 トン未満▼	5 トン未満▼	準中型 (5t 限定)			
2 トン▲	3.5 トン▲	平成 19 年 6 月 2 日以降~			
2 トン未満▼	3.5 トン未満▼	普通免許			

運転免許の取得日とご利用いただける当社のレンタカー

(注) 最大積載量を示しています。

	~平成 19 年 6 月 1 日以前	平成 19 年 6 月 2 日以降 ~平成 29 年 3 月 11 日以前	平成 29 年 3 月 12 日以降~
普通免許	全車種	~2t ダンプ以下	~軽ダンプ以下
準中型免許	—	—	~3t ダンプ以下
中型免許	—	3t ダンプ以上~ ユニック車含む特殊車両	4t ダンプ以上~ ユニック車含む特殊車両

● クレーン付トラック関係法令



- 1 トン以上 5 トン未満の吊上げ能力を持ったクレーンを運転するためには、「小型移動式クレーン運転技術講習」と「玉掛技能講習」の修了書が必要です。
- 小型移動式クレーン運転技能講習 (平成 2 年 10 月より) および、玉掛技能講習については、各都道府県労働基準局、またはその指定教育機関が行っています。実施日等は各地労働基準局へお問い合わせ下さい。

クレーン能力	0.5 ~ 1t 未満	1 ~ 5t 未満	5t 以上
クレーンオペレーター	運転のための特別教育	小型移動式クレーン運転技能講習	移動式クレーン免許
	玉掛・特別教育	玉掛技能講習	

● クレーン付トラック使用上のご注意



クレーン付トラックの安定度はアウトリガの張出し幅が広いほど高く、狭くなるほど低下します。空車時定格総荷重の性能はキャブバック架装時のアウトリガを最大に張出した時の後方・側方吊りの値です。中間張出し・最小張出し状態では性能がこれより低下します。通常のクレーン作業では、最大に張出した状態で作業して下さい！

